

# 大分県 PM2.5 に関する注意喚起の 暫定実施要領

令和 7 年 12 月

大分県生活環境部



# 大分県 PM2.5 に関する注意喚起の暫定実施要領

## (趣旨)

第1 この要領は、「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合報告について」(平成25年3月1日付け環水大大発第1303013号環境省水・大気環境局長通知)に基づき、微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)に係る注意喚起について、その円滑かつ効果的な実施を図るために必要な事項を定める。

## (常時監視)

第2 注意喚起を行うためのPM2.5の測定は、大分県及び大分市大気汚染常時監視テレメータシステムの測定値によるものとする。

また、気象の観測は大分地方気象台の観測網によるものとする。

## (注意喚起の実施)

第3 大分県生活環境部環境保全課長(以下「環境保全課長」という。)は、大分県内の一般環境大気測定局(別添1)において、PM2.5濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される次のいずれかの場合(以下「判断基準」という。)は、対象地域に注意喚起を行う。

(1) 午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える時

(2) 午前5時から12時までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える時

(3) 午後1時以降は午前5時から各時間帯までの1時間値の平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える時

なお、注意喚起の実施に当たっては、実施時間、対象地域、注意事項を示す。

2 環境保全課長は、複数の対象地域の一般環境大気測定局で判断基準を満たした場合は、大分地方気象台に気象状況について確認の上、広域にわたって注意喚起を行うことができる。

3 注意喚起の時間帯は、主に屋外で活動している時間帯として、午前5時から午後8時までの間とする。

## (注意喚起の情報提供)

第4 環境保全課長は、前条に規定する注意喚起を実施した時は、速やかに報道機関、市町村環境担当課及び別添2の関係機関に情報を提供する。

2 対象地域の市町村環境担当課は、関係課に情報提供するとともに防災無線等で広報を行う。

3 対象地域以外の市町村環境担当課は、必要に応じて関係課に情報提供を行う。

4 関係機関は、所管する団体等に対して情報提供を行う。

## (情報提供の方法)

第5 環境保全課長は、県民に対して県民安全・安心メール(別添3)及びホームページで情報提供を行う。

2 環境保全課長は、報道機関、市町村環境担当課や関係機関に別添4により情報提供を行う。

(被害発生時の措置)

第6 住民等から被害の届出を受けた関係機関の長は、その状況を速やかに連絡する。

2 前項の連絡を受けた知事及び関係機関の長は、必要に応じ、被害者の救急及び被害状況の調査を実施する。

(注意喚起の解除)

第7 環境保全課長は、第3第1項に規定する注意喚起を実施した後、当該注意喚起を行った対象地域の一般環境大気測定局において、「1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となり、1時間値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと判断した時(以下「解除基準」という。)」は、注意喚起を解除する旨を報道機関、市町村環境担当課や関係機関に別添5により情報提供を行う。

ただし、第3第2項に規定する広域的な注意喚起を行った場合は、対象地域内の全ての一般環境大気測定局で解除基準を満たした場合に、一斉に解除を行う。

2 当該日に行った注意喚起は、注意喚起の時間帯に解除基準を満たさない場合には、翌日午前0時をもって自動的に解除されるものとする。

(運用開始)

第8 この要領は、平成25年3月9日から運用を開始する。

ただし、第4の市町村環境担当課及び関係機関からの情報提供は、平成25年3月18日からの運用開始を原則とし、準備が整い次第情報提供を行う。

(附 則)

この要領は、平成25年3月9日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、北部地域及び佐伯地域に関する規定については、平成25年4月27日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

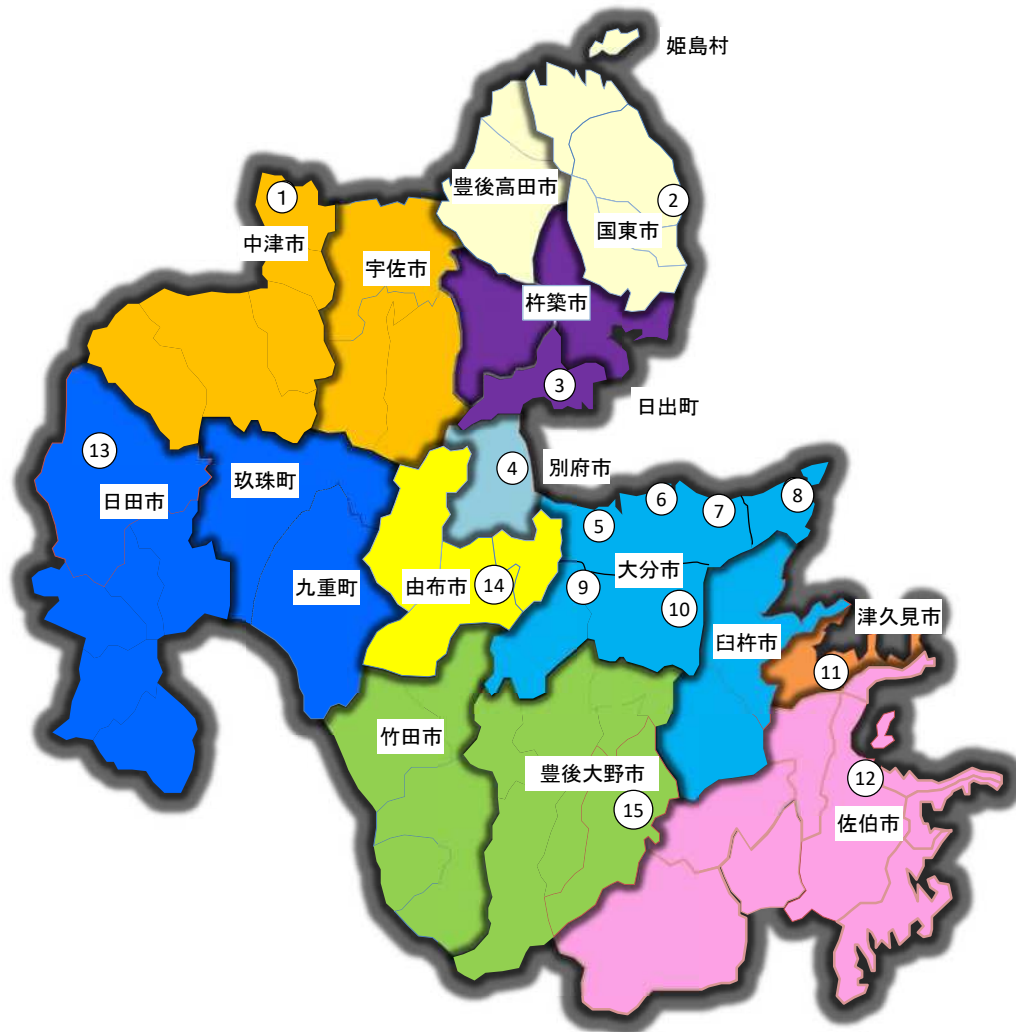
(附 則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 測定局の移設に伴う注意喚起対象測定局の変更については、移設が完了する日までは適用せず、なお従前の例による。

# 別添 1 PM2.5に関する注意喚起対象測定局及び地域



PM2.5に関する注意喚起対象地域は、下表のとおりである。

対象地域名	対象市町村	測定局名
中津・宇佐地域	中津市 宇佐市	① 中津総合庁舎
高田・国東地域	豊後高田市 国東市	② 国東高等学校
杵築・日出地域	杵築市 日出町	③ 日出総合高等学校
別府地域	別府市	④ 青山中学校
大分・臼杵地域	大分市	⑤ 王子中学校
		⑥ 東大分小学校
		⑦ 大在小学校
		⑧ 佐賀関小学校
		⑨ 西部清掃事業所
大分・臼杵地域	臼杵市	⑩ 戸次中学校
		⑪ 津久見高等学校
津久見地域	津久見市	⑫ 南部振興局
佐伯地域	佐伯市	⑬ 西部振興局
日田・玖珠地域	日田市 玖珠町	⑭ 西部振興局
由布地域	由布市	⑮ 由布保健部
豊肥地域	豊後大野市 竹田市	⑯ 豊肥保健所

注) ただし、第3第2項に規定する広域的な注意喚起を行う場合は、この限りではない。

## 別添2 PM2.5に関する注意喚起実施時の役割一覧表

### 本庁関係部署一覧

	名称	主な役割
1	総務部 学事・私学振興課	各種私立学校、県立看護科学大学及び県立芸術文化短期大学に情報提供する。
2	企画振興部 広報広聴課	マスコミ対応等を行う。
3	福祉保健部 福祉保健企画課	関係各課・室を通じて、社会福祉施設及び私立幼稚園に情報提供する。
4	福祉保健部 医療政策課	県医師会を通じて、医療機関に情報提供する。
5	福祉保健部 健康政策・感染症対策課	大規模な健康被害の発生に備える。
6	生活環境部 消防保安室	消防本部に情報提供する。
7	商工労働部 産業人材政策課	工科短期大学・高等技術専門校・竹工芸訓練センターに情報提供する。
8	農林水産部 農林水産企画課	所管する団体に情報提供する。
9	教育庁 学校安全・安心支援課	教育事務所等を通じて、幼稚園・小中学校・県立学校に情報提供する。

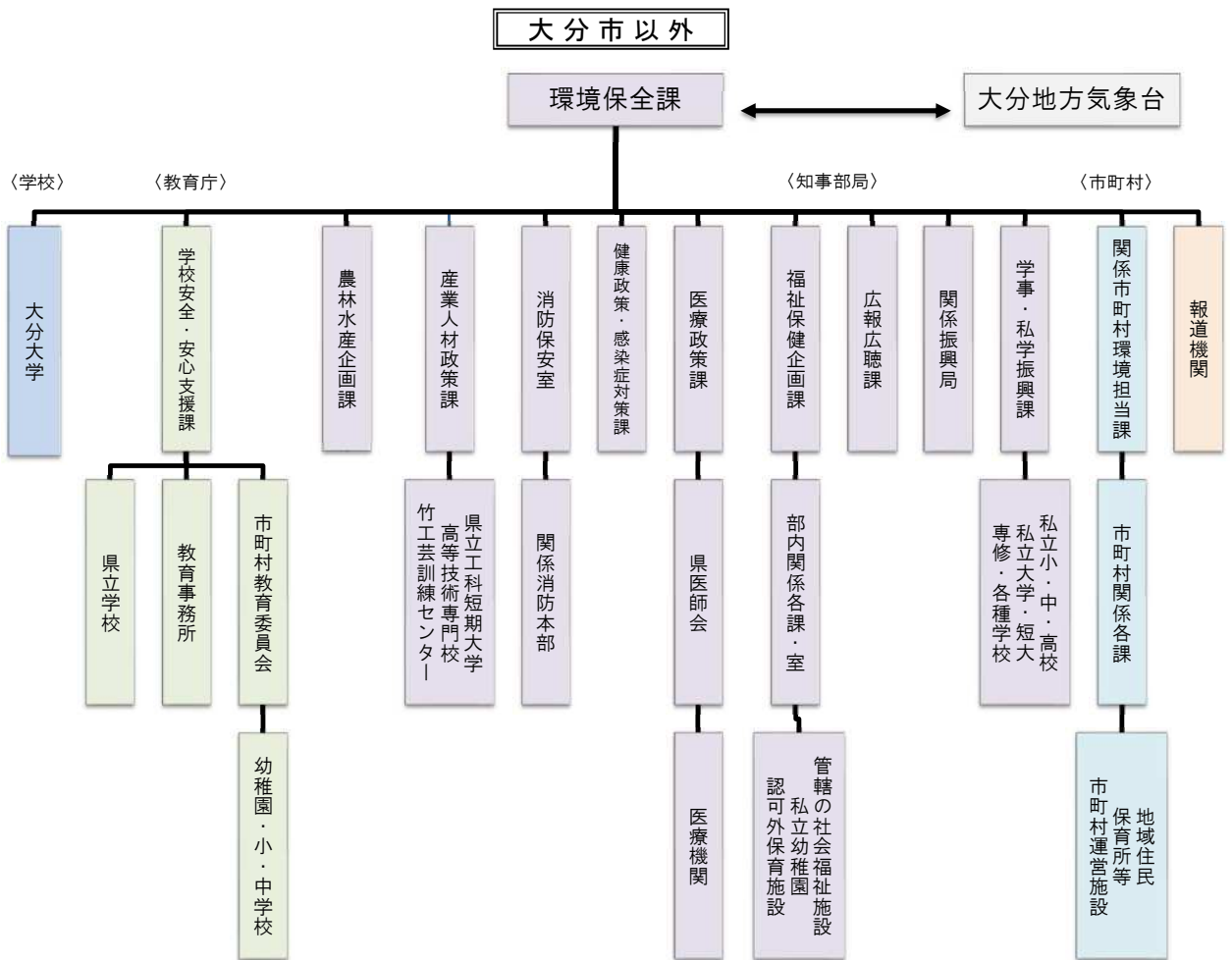
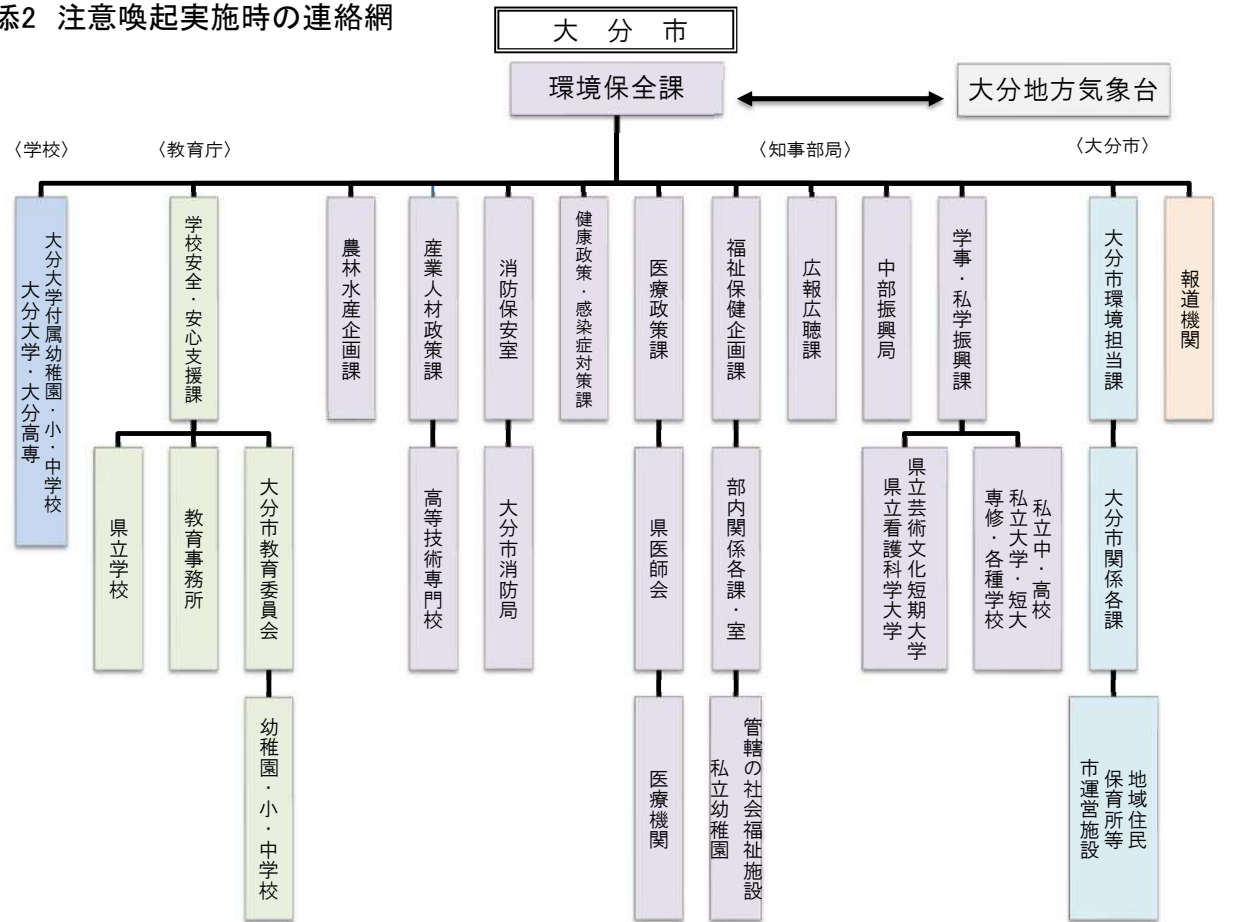
### 出先機関等一覧

	名称	主な役割
1	振興局	県民からの問い合わせ対応を行う。
2	各保健所(保健部)	県民からの問い合わせ対応や健康危機管理対応等を行う。
3	衛生環境研究センター	測定データの検証等を行う。

### 外部機関一覧

	名称	主な役割
1	各市町村環境担当課	一般市民や関係各課に情報提供する。(教育機関、運営施設等)
2	大分地方气象台 観測予報	気象情報の提供等を行う。

別添2 注意喚起実施時の連絡網





## 例 1 一つの対象地域に注意喚起を行うとき

お知らせ名	PM2.5に関する注意喚起について
お知らせ PM2.5 注意情報	<p>本日、〇〇測定局（〇〇市）で注意喚起の判断基準（日平均値 <math>70 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>）を超えると予想される PM2.5（微小粒子状物質）を計測したので、〇〇地域（〇〇市、〇〇町）に対して PM2.5 に関する注意喚起を行います。</p> <p>屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしましょう。また、不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。</p> <p>呼吸器系（ぜん息など）や循環器系（心臓病など）の疾患がある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われています。体調に変化を感じたら、速やかに屋内に入って安静にしてください。症状が回復しないときは、医師の診察を受けましょう。</p> <p>なお、注意喚起の時間帯は、当日の午前5時～午後8時までです。午後8時までに改善がみられた場合は、解除のお知らせをします。午後8時までに改善しない場合は、翌日午前0時をもって、自動解除されます。</p>

## 例 2 複数の対象地域に注意喚起を行うとき

お知らせ名	PM2.5に関する注意喚起について
お知らせ PM2.5 注意情報	<p>本日、〇〇測定局（〇〇市）、△△測定局（△△市）で注意喚起の判断基準（日平均値 <math>70 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>）を超えると予想される PM2.5（微小粒子状物質）を計測したので、〇〇地域（〇〇市）、△△地域（△△市）に対して PM2.5 に関する注意喚起を行います。</p> <p>屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしましょう。また、不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。</p> <p>呼吸器系（ぜん息など）や循環器系（心臓病など）の疾患が</p>

	<p>ある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われて います。体調に変化を感じたら、速やかに屋内に入って安静 にしてください。症状が回復しないときは、医師の診察を受 けましょう。</p> <p>なお、注意喚起の時間帯は、当日の午前5時～午後8時ま でです。午後8時までに改善がみられた場合は、解除のお知 らせをします。午後8時までに改善しない場合は、翌日午前 0時をもって、自動解除されます。</p>
--	--

### 例3 広域にわたって注意喚起を行うとき

お知らせ名	PM2.5に関する注意喚起について
お知らせ PM2.5 注意情報	<p>本日、〇〇測定局（〇〇市）、△△測定局（△△市）、□□ 測定局（□□市）で注意喚起の判断基準(日平均値 <math>70 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>) を超えると予想される PM2.5(微小粒子状物質)を計測したの で、〇〇地域（〇〇市）、△△地域（△△市）、□□地域（□ □市）、××地域（××市、××町）、※※地域（※※市）【状 況によっては県内全域】に対して PM2.5 に関する注意喚起を 行います。</p> <p>屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしまし ょう。また、不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。 換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。</p> <p>呼吸器系(ぜん息など)や循環器系(心臓病など)の疾患が ある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われて います。体調に変化を感じたら、速やかに屋内に入って安静 にしてください。症状が回復しないときは、医師の診察を受 けましょう。</p> <p>なお、注意喚起の時間帯は、当日の午前5時～午後8時ま でです。午後8時までに改善がみられた場合は、解除のお知 らせをします。午後8時までに改善しない場合は、翌日午前 0時をもって、自動解除されます。</p>

# PM2.5に関する注意喚起について

PM2.5の1日平均値が暫定指針(70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超えると予想されるため、

本日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分、 \_\_\_\_\_ 地域に対して

PM2.5に関する注意喚起を実施します。

PM2.5濃度は、 \_\_\_\_\_ 時現在

$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 中津総合庁舎 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 大在小学校 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 国東高等学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 佐賀関小学校 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 日出総合高等学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 津久見高等学校 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 青山中学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 南部振興局 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 東大分小学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 西部振興局 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 戸次中学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 豊肥保健所 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 王子中学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 由布保健部 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 西部清掃事業所 測定局	

## 注意喚起発令時の留意事項

- 屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしましょう。
- 不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。
- 換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。
- 呼吸器系(ぜん息など)や循環器系(心臓病など)の疾患がある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われています。  
体調に異常を感じたら、速やかに屋内に入って安静にしてください。

- ・ 注意喚起及びその解除を行う時間帯は、多くの人が屋外で活動をする午前5時から午後8時です。
- ・ 上記時間内に1時間値が50  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となり、70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと判断した場合は、注意喚起の解除を行います。
- ・ 午後8時までに解除の基準を満たさなかった場合は、翌日午前0時で自動的に解除されます。

大分県生活環境部 環境保全課

電話:(097) 506-3114

FAX:(097) 506-1747



様式

P M 2 . 5 被害届出受付票

受理機関名			
受理担当者名		受理年月日	年 月 日

届出者	住所または所在地		
	氏名または名称		
被害者	住所		
	氏名 (年齢)	( )	学校等の場合は、被害者数を学年別、性別に別紙に記入添入する。

1	発生日時	年 月 日	午前 午後	時 分頃～	午前 午後	時 分頃	
2	発生場所 (具体的に)	所在地	市	町	町	字	
3	症状を感じたときの活動状況	①屋外で運動中	名	④道路等を歩行中	名		
		②屋外で作業中	名	⑤その他(屋外で)	名		
		③屋内で授業または執務中	名	⑥その他(屋内で)	名		
4	症 状  名中 被害者  名	項 目	人 員	男	女	計	
		①目の違和感		名	名	名	
		②涙が出る		名	名	名	
		③せきができる		名	名	名	
		④のどがいがらい		名	名	名	
		⑤はきけがする		名	名	名	
	⑥その他の症状( )		名	名	名		
5	処 置	①洗眼	名	④医師の手当て	名		
		②うがい	名	⑤入院	名		
		③休息・安静	名	⑥その他( )	名		
	医師の手当または入院の場合は、 医師または医療機関名を記入。	医 師 名					
		医 療 機 関 名					
6	被害があったときの 気象状況等	( い ず れ か を ○ で 囲 む )					
		①天候 (晴、くもり、雨)		③におい (有、無)			
		②風 (強、弱、やや有、無風)		④視界 (特に悪い、悪い、普通)			
7	そ の 他 植 物 被 害 の 状 況 等	① 発生(発見)日時	年 月 日	午前・午後	時 分頃		
		② 植 物 名					
		③	発生(発見)場所				
			面 積				
		土地の特徴等					
		④ 被害の状況					